

聚楽第行幸の行列について

中川 和明

はじめに

天正一六年（一五八八）四月に、秀吉は後陽成天皇を聚楽第に迎え、この際に京都の地子銀五五三〇両余を禁裏御料として進上し、米地子八〇〇石を院御所と智仁親王に進上して、更に近江高島郡八〇〇〇石を公家と門跡に寄進した。また、諸大名に対しては関白秀吉の命に違背せぬ旨の起請文を提出させた。こうして秀吉は天皇・朝廷の権威を後盾にして諸大名を圧倒したのである。従来、聚楽第行幸の歴史的な意義については、およそこのように説明されてきたのであった。⁽¹⁾

しかし、聚楽第内部でのごうした一連の儀式そのものは、天皇・公卿衆・諸大名といったその儀式に参列したものの以外の大多数の人々には、直接には大きな影響は与えなかったであろうと思われる。ところが、行幸の際の行列には、多くの人々が沿道に集まっていたはずであり、そこは豊臣政権にとって絶好の政治宣伝の舞台であったものと思われるのである。従って、聚楽第行幸が一般の人々に広く与えた影響という観点からすれば、聚楽第内部における儀式のみではなく、行幸の際の行列のことも意味についても注意する必要があるのではないであろうか。従来の研

究史では、行列そのものの構成や行列の持つ意味については、言及されることが比較的すくなかったように思われる。⁽²⁾

そこで、本稿では、聚楽第行幸の行列の構成や意義などについて具体的に検討していくことを通して、豊臣政権が行列を盛大に演出したその政治的意図について解明することを課題としたいと思うのである。

一、聚楽第行幸の関係史料

聚楽第行幸の行列についてみていくまえに、聚楽第行幸の行列に関して比較的詳細に記している史料について述べることからはじめたいと思う。

(1) 『聚楽行幸記』

この記録は、⁽³⁾豊臣政権が御伽衆であった大村由己に作らせたものであり、行幸の詳細な記録であるといわれている。これは天正一六年の成立であり、秀吉はこの『聚楽行幸記』を禁裏にも献上しているのである。⁽⁴⁾また、この記録の写本が数種類、現存している。⁽⁵⁾

さて、『聚楽行幸記』の内容であるが、まず、はじめに聚楽第行幸にい

たるまでの秀吉の活動や行幸の準備についてのべ、そのあとに六日間の儀式について記しているのである。

まず、一四日(一日目)には天皇が行列を連ねて聚楽第に向い、同日に着座の儀式と供宴が行われた。次に翌一五日(二日目)には、秀吉は洛中の地子を禁裏御料として進上して、更に秀吉が諸大名から起請文をとっている。次の一六日(三日目)には、和歌御会が行われ、一七日(四日目)には、舞楽御覧が行われた。こうして一八日(五日目)は、還幸となったのである。また、一九日(六日目)には、秀吉の和歌贈答が行われている。

なお、『聚楽行幸記』は、聚楽第で挙行された一連の儀式の詳細について記したあとで、最後に行幸についての若干の説明をしている。⁽⁶⁾本稿で検討している行列の様子については、『聚楽行幸記』の一四日のところに記されているのである。

(2) 『当代記』

『当代記』にも、聚楽第行幸の行列に関して、比較的詳細な記述が見られる。⁽⁷⁾行幸に関しては、『聚楽行幸記』に次いで詳しいものである。この『当代記』の著者が、何をもとにしてこの部分を記したのかを特定することは困難であるが、少なくとも『聚楽行幸記』をもとにして書いたのではないと考えられる。というのは、『聚楽行幸記』にはない記述や『聚楽行幸記』とは矛盾する記述が若干見られるからである。

しかし、『聚楽行幸記』に記載されている行列の構成と、『当代記』記載の行列のそれとは大きくは異ならないのである。但し、『当代記』の記述の方は、『聚楽行幸記』に比較すれば、全体的に公家や大名の記載が不

明確である。従って、この両記録が相互に異なるところについては、『聚楽行幸記』の記述を重視すべきであろうと思われる。また、『当代記』には、行列の有様についてはのべているが、聚楽第内部での儀式の様子についてはほとんど触れていない。

なお、『当代記』では、行幸の直後の五月聚楽第に落雷があったとしている。こうした不吉な記述は、『当代記』の著者の立場が徳川方であることを反映しているのであろう。これは、『聚楽行幸記』が行幸を「天道にかなひ給ひしこと」として終始賛美しているのとは対照的である。

(3) 公家・僧侶の日記

聚楽第行幸については、当時の公家や僧侶の日記にもしばしば記載されている。例えば、『御ゆとの上の日記』・『言経卿記』・『多聞院日記』など多くの日記に、行幸に関する記事が散見されるのである。こうした日記は重要なものであるが、いずれも行幸についての記事は断片的なものである。⁽⁸⁾また、儀式の様子はほとんど記されておらず、主に行列について記されている。

以上、聚楽第行幸の主な史料についてのべたが、聚楽第行幸の行列に関しては、『聚楽行幸記』が最も基本となる史料といえることができる。

二、行列の構成

関白任官の翌年にあたる天正一四年(一五八六)に、秀吉は関白政権の政庁として聚楽第を造営した。その位置は、旧平安京大内裏の東北隅にあたりとされている。

まず、『聚楽行幸記』に従って、行幸までのいきさつをみていきたい。秀吉は行幸の先例について、「諸家のふるき記録故実」などを前田玄以に調べさせている。というのは、当時はすでに「鳳輦牛車その他諸役以下、事も久しくすたれたる事なれハ」といった状態であったからである。また、行幸の日程は当初は三月中旬と計画されていたが、余寒などのため、四月一四日に変更されたということである。

さて、行幸は天正一六年の四月一四日から行われ、当日に行列が御所から進んでいくことになるが、御所から聚楽第までの一四、五町の間には、辻固めとして、警備兵六〇〇〇人を配備して、厳重な警戒体制をとったのである。但し、この警備の武士の構成は明確にはされていない。

行列の構成は、『聚楽行幸記』によれば、表1と表3のようになる。この行列は大きく、①天皇の行列、②関白の行列、③諸大名の行列に三区⁽⁹⁾分することができる。また、『当代記』によれば行列は表4のようになる。この表4も、表1と表3と同様に三区分できるのである。以下、主に表1から表3、つまり『聚楽行幸記』の記述を基にして、行列の具体的な構成について検討していきたいと思う。

(1) 天皇の行列

まず、行列は表1のように、烏帽子着の侍を先頭にして、天皇の生母である新上東門院晴子、女御である近衛前子の輿、女官の輿などの列となっている。ここまでですでに一〇〇人以上の行列である。

このあとに、六宮・伏見宮邦房親王がつづき、更に九条・一条・二条のいわゆる五摂家がつづいている。このあとにさらに公卿が列を連ねているのである。ここでは朝廷の上級の公家が並んでいる。菊亭晴季・勸

修寺晴豊・中山親綱、これら以外はすべて前内大臣・前大納言のようにすでに官職を退いた公卿である。

こうした公卿のあとには、列が左右にわかれている。近衛次将少将・中将・大将が二列となっているのである。この後に権大納言である鷹司信房や、西園寺実益がならんでいるが、これらは天皇の輿の直前となっている。

次に、天皇の輿である鳳輦がつづいている。鳳凰は、聖天子の治世の兆しとして現れるとされるものである。『聚楽行幸記』では、天皇の輿については詳しくは描写していないが、『当代記』によれば、天皇の輿の四方には「紫の綾」が幕のように張られており、輿の直前には金の棒があり、また後ろには銀の棒があったとしている。

なお、この天皇の輿の次には六位以下の下級の役人がならんでいる。この役人の数については不明であるが、かなりの人数と考えてよいであろう。

(2) 関白の行列

天皇の行列の後には、表2のように関白の行列となっている。まず、左大臣の近衛信輔が筆頭となっている。その後、内大臣・大納言・中納言・参議とつづいている。これらは即ち公卿衆である。毛利輝元と上杉景勝は、いずれも同年四月一〇日に従四位下参議となっているが、この行列に参列してはいない。この関白の行列は、左大臣従一位の近衛信輔から参議従三位の宇喜田秀家まで官職の序列に従って並んでおり、その最後に関白秀吉の車がつづいている。『当代記』では、秀吉の牛車について「牛角耳別につくり付色金也」と説明しているように、目だつもの

表 1-a 天皇の行列

烏帽子着の侍	
後陽成天皇の生母	(新上東門院晴子)
女御	(近衛前子)
大典侍御局	
匂当御局	
女中衆御輿30丁余	
御輿添100余人・御供の人々・童姿	
塗輿14・5丁	
六宮	(後陽成天皇の弟。のちの八条宮智仁親王)
伏見宮邦房親王	(伏見宮の第九代の当主)
九条兼孝	(前関白・前左大臣 従一位)
一条内基	(前関白・前左大臣 従一位)
二条昭実	(前関白・前左大臣 従一位)
菊亭晴季	(右大臣 従一位)
徳大寺公維	(前内大臣 従一位)
飛鳥井雅春	(前権大納言 正二位)
四辻公遠	(前大納言 正二位)
勸修寺晴豊	(権大納言 正二位)
中山親綱	(権大納言 正二位)
大炊御門経頼	(前権大納言 正二位)
雅朝王	(非参議 従二位)

註；官位のところは、『公卿補任』を参照した。

表 1-b 天皇の行列

前駆	
左	右
小槻高亮 (蔵人中務大丞)	唐橋在通 (秀才)
布衣侍・雑色・馬副・笠持	清原秀賢 (蔵人式部丞)
富小路秀直 (右衛門佐)	阿野実政 (侍従)
松木宗澄 (侍従)	吉田兼治 (侍従)
冷泉為親 (侍従)	冷泉為将 (侍従)
正親町季康 (少将)	大沢綱光 (侍従)
柳原資淳 (宮内権大輔)	広橋総光 (侍従)
甘露寺経遠 (権弁)	庭田重定 (侍従)
勸修寺光豊 (左少弁)	烏丸光広 (侍従)
土御門久脩 (左馬介)	日野資勝 (左少弁)
民部卿侍従秀以	葉室頼宣 (蔵人弁)
葉院秀隆 (侍従)	三条実条 (中将)
橋本実勝 (中将)	五辻元仲 (左馬頭)
西洞院時慶 (左兵衛佐)	五条為良 (大内記)
近衛次将	
左	右
園基経 (少将)	四条隆憲 (少将)
六条有親 (中将)	水無瀬氏成 (少将)
四辻季満 (中将)	飛鳥井雅継 (中将)
貫首	
中山慶親 (頭中将)	
万里小路充房 (頭 弁)	

大将 左 鷹司信房 (権大納言) 布衣侍・烏帽子着・隨身 馬副・傘持	右 西園寺実益 (権大納言) 同前・伶人・45人 安城楽を奏す
天皇の輿である鳳輦 (前後に駕輿丁)	
六位史以下役人	

表2 関白の行列

近衛信輔 (左大臣)	従一位)	諸大夫・布衣侍・烏帽子着 隨身・雑色・傘持
織田信雄 (内大臣)	正二位)	
日野輝資 (権大納言)	正二位)	
久我敦通 (権大納言)	正二位)	隨身・諸大夫
徳川家康 (権大納言)	従二位)	隨身・諸大夫
豊臣秀長 (権大納言)	従二位)	隨身・諸大夫
持明院基孝 (中納言)	正二位)	
庭田重通 (権中納言)	正二位)	
正親町季孝 (権中納言)	正二位)	
広橋兼勝 (権中納言)	従二位)	
坊城盛長 (権中納言)	従二位)	
豊臣秀次 (権中納言)	従四位下)	隨身・諸大夫
菊亭季持 (非参議・左中將)	正三位)	隨身・諸大夫
花山院家雅 (参議・左中將)	従三位)	隨身
三条公仲 (参議・左中將)	従三位)	
吉田兼見 (非参議・左衛門督)	正三位)	
高倉永孝 (非参議・右衛門督)	従三位)	
宇喜田秀家 (参議)	従三位)	隨身
豊臣秀吉 (関白・太政大臣)	従一位)	前駆・乗馬
左		右
増田長盛 (右衛門尉))	石田三成 (治部少輔)
福原長堯 (右馬助))	大谷吉継 (刑部少輔)
長谷河守知 (右兵衛尉))	山崎定勝 (右京進)
古田重勝 (兵部少輔))	片桐貞隆 (主膳正)
加藤嘉明 (左馬助))	脇坂安治 (中務少輔)
糟屋真雄 (内膳正))	佐藤秀方 (隠岐守)
早川長政 (主馬首))	片桐且元 (東市正)
池田長吉 (備中守))	生駒修理亮
堀田盛重 (図書助))	服部正栄 (土佐守)
中川武蔵守)	高島定吉 (石見守)
伊藤長次 (丹後守))	谷衛友 (出羽守)
高田治忠 (豊後守))	田中石見守
小野木重次 (縫殿助))	石河貞通 (備後守)
真野助宗 (蔵人))	石田正継 (隠岐守)
蒔田広光 (相模守))	小出秀政 (播磨守)
安威守佐 (摂津守))	石河光重 (伊賀守)
一柳越後守)	松浦重政 (讃岐守)
平野長治 (大炊頭))	薄田若狭守

矢野下野守		寺沢広政	(越中守)
溝口秀勝	(伯耆守)	村上義明	(周防守)
服部一忠	(采女正)	青山忠元	(伊賀守)
赤松左兵衛尉		明石元知	(左近)
石川数正	(出雲守)	別所重宗	(主水正)
中川秀政	(右衛門大夫)	山崎片家	(志摩守)
宮部肥前守		垣屋恒総	(隠岐守)
荒木重堅	(備中守)	南条元統	(伯耆守)
市橋長勝	(下総守)	河尻秀長	(肥前守)
九鬼嘉隆	(大隅守)	岡本良勝	(下野守)
生駒忠清	(主殿頭)	牧村利貞	(兵部大輔)
瀬田正忠	(掃部頭)	古田重然	(織部正)
矢部定政	(豊後守)	新庄直頼	(駿河守)
尼子宗澄	(宮内少輔)	奥山重定	(佐渡守)
多賀谷大膳大夫		蜂屋謙入	(大膳大夫)
芝山監物		拓殖与一	(左京亮)
稲葉重通	(兵庫頭)	松岡右京進	
富田一白	(左近将監)	津田盛月	(隼人正)
前野長康	(但馬守)	木村常陸介	
雑色	三十人		
隨身	左	右	
	森民部大輔	蒔田政勝	(主水正)
	野村直隆 (肥後守)	中嶋左兵衛尉	
	木下秀規 (左京亮)	速水守久 (甲斐守)	
布衣			
	一柳可遊 (右近大夫)	小出吉政 (信濃守)	石田正澄 (木工頭)
替牛 2 疋、烏帽子着数百人 3 行、御傘持など			

註；増田長盛の後に、「雑色・馬副・此以下同前」とある。

表3 諸大名の行列

大名	官職	城地
前田利家	(少将)	加賀金沢
織田信兼	(侍従)	伊勢安濃津
豊臣秀勝	(少将)	丹波亀山
結城秀康	(侍従)	秀吉の養子
織田秀信	(侍従)	信忠の嫡子
豊臣秀俊	(侍従)	秀吉の猶子
御虎侍従	(侍従)	不詳
里見義康	(侍従)	安房館山
長谷川秀一	(侍従)	越前東郷
堀秀政	(侍従)	越前北庄
蒲生氏郷	(侍従)	伊勢松島
細川忠興	(侍従)	丹波宮津
織田信秀	(侍従)	信長の六男
毛利秀頼	(侍従)	河内の内
前田利勝	(侍従)	利家の嫡子
織田長益	(侍従)	摂津の内
丹羽長重	(侍従)	加賀松任
池田照政	(侍従)	美濃岐阜
稲葉貞通	(侍従)	美濃曾弥
大友義統	(侍従)	豊後府中
筒井定次	(侍従)	伊賀上野
森忠政	(侍従)	美濃金山
井伊直政	(侍従)	家康の家臣
京極高次	(侍従)	近江大溝
木下勝俊	(侍従)	播磨竜野
長曾我部元親	(侍従)	土佐浦戸

註：城地のところは、『寛政重修諸家譜』などを参照した。

表4-a 『当代記』記載の聚楽第行幸の行列

(-) 天皇の行列	
1	内裏御女房衆輿17廷
2	塗輿
3	伏見院馬 (邦房親王)
4	二条殿同馬 (二条昭実)
5	鷹司殿同馬 (鷹司信房)
6	其外公家衆各馬
7	唐橋殿馬 (唐橋在通) くわんむ矢を負弓を持馬
8	公家衆各馬
9	五つち殿馬 (五辻元仲)
10	公家衆馬
11	柳原殿馬 (柳原資淳)
12	公家衆36人馬
13	中山殿馬 (中山慶親) くわんむ矢を負弓を持馬
14	公家衆各馬 れい人40余人、鳥かふと装束など
15	主上寶輦 (後陽成天皇) 御輿の上に鳳あり

表 4 - b 『当代記』記載の聚楽第行幸の行列

(二) 関白の行列	
16	近衛殿馬 (近衛前久) 白張着20人、くわんむ4人、布衣4人
17	たいふ馬 (織田信雄) 諸大夫10人、くわんむ4人、布衣4人
18	からす丸殿 (烏丸光広)
19	までの小路殿馬 (万里小路充房)
20	ひの殿馬 (日野輝資)
21	駿河大納言殿馬 (徳川家康) 諸大夫12人、くわんむ4人、布衣4人 白張着12人、烏帽子すわう着20人
22	大和大納言殿馬 (豊臣秀長) 諸大夫16人、くわんむ4人、布衣4人 白張着12人、烏帽子すわう着20人
23	公家衆各
24	浄妙院殿馬
25	各公家衆
26	こわた殿馬
27	各公家衆
28	法浄寺殿馬
29	中納言馬 (豊臣秀次) 諸大夫12人、くわんむ6人、布衣4人
30	公家衆各馬牛二疋御車引替、午飼1人
31	関白秀吉公車 諸大夫120人、くわんむ60人、布衣36人 白張着50人、烏帽子すわう着100人
32	長谷川藤五郎馬 (長谷川守知)

表 4 - c 『当代記』記載の聚楽第行幸の行列

(三) 諸大名の行列	
33	羽柴筑前守馬 (前田利家) 諸大夫、くわんむ、布衣、白張着 烏帽子すわう着
34	織田上野守馬 (織田信兼)
35	丹波少将馬 (豊臣秀勝)
36	岐阜主馬 (織田秀信)
37	長岡越中守 (細川忠興)
38	豊後大友馬 (大友義統)
39	武衛馬
40	ひの蒲生馬 (蒲生氏郷)
41	三吉馬 (織田信秀)
42	毛利河内馬 (毛利秀頼)
43	たたのしほかう馬
44	池田三左衛門馬 (池田照政)
45	金吾主馬 (小早川秀秋)
46	長曾我部馬 (長曾我部元親)
47	大和大納言養子馬 (豊臣秀保)

註：「すわう」は、素襖のことであろう。また、「くわんむ」は、官務のことであろう。

であったと考えられる。

ここまでは、秀吉を入れると二〇氏となっている。この内には、織田信雄・徳川家康・豊臣秀長・豊臣秀次・宇喜田秀家といった武家出身の公卿も含まれている。このように、この行列では公家と武家とが混在している点が注目されるのである。但し、公家と武家が混在しているのは、行列全体においてこの部分のみである。

ところで、行列の全体はかなり長いものであったらしく、『聚楽行幸記』には、

今の儲の御所ハ 関白殿供奉の役なれハ、鳳輦聚楽の中門にいらせ
たまふ時、牛車はいまた 禁中を出給ハす、

とある。つまり、天皇の鳳輦が聚楽第中門に到着した時には、秀吉の牛車はまだ御所を出ていなかったというのである。なお、秀吉は御所に迎えに向いたという点は、『当代記』などによっても確認できることである。

さて、秀吉の車の後には、秀吉家臣団の約九〇氏が、左右二列に別れて列をなしている。この行列の構成は、まず石田三成・大谷吉継などの豊臣政権の中樞部を構成するものが先頭となっている。聚楽第行幸の準備をした前田玄以はこの中にはみられないようである。行列のこの部分の序列は、天正一六年四月における秀吉家臣団の内部の序列を反映したものになっているのであろう。

なお、この秀吉家臣団の列の中には、大名格のものも含まれていると考えられる⁽¹⁶⁾。

この秀吉家臣団の後には、「雑色左右三〇人」がつづき、このあとに布

衣などが並んでいる。さらに、「烏帽子着数百人三行」とあり、ここもかなりの人数である。なお、表4では、長谷川守知のみが記されているが、この点は『聚楽行幸記』のように多数並んでいたものと見てよいであろう。

(3) 諸大名の行列

関白の行列のあとには、表3のように約三〇の諸大名の行列がつづいている。この行列の構成については、官職の序列に従って、少将(正五位下相当)、次に侍従(従五位下相当)の順となっている。多くは侍従に叙任した大名が列をなしている。

さらに行列の構成をみていくと、先頭の方には織田氏や秀吉の一族・猶子などである。その後には、長谷川氏・堀氏・蒲生氏・丹羽氏といった諸大名となっている。なお、長曾我部氏や大友氏のように比較的遅く秀吉に従った大名は、比較的に最後の方に並んでいるようである。これらの諸大名の領国に関しては、畿内の周辺が多くっており、四国では長曾我部氏のみ、九州では大友氏のみ、関東では里見氏のみとなっている。なお、これらの諸大名の行列の順序は、大体において豊臣政権下での諸大名の序列を反映しているものと考えられる。更に、聚楽第行幸二日目の起請文の署名の順序や、三日目の和歌御会の順序もまた、行列の際の序列と基本的に同様なものである。

表4の『当代記』の記述では、大名の順序などが表3とは異なっているが、表3の方が詳細であり正確なものであろう。

以上、聚楽第行幸の際の行列の様子について述べてきた。ここで、この行列の特徴的な点について四点にまとめておきたいと思う。

① 関白秀吉が御所まで天皇を迎えにいつているということ。

② 長い行列であり、天皇が聚楽第に到着したとき、秀吉の牛車はまだ御所を出ておらず、天皇のかなり後方から供奉していること。

③ 秀吉は、自らの車あとに秀吉直臣団を従え、さらに諸大名を引き連れて供奉していること。これは秀吉がこれらを率いて天皇及び朝廷に奉仕するという姿勢を表すものになっているのである。

④ この行列の全体的な順序は、国家の伝統的秩序即ち律令官制を重視してそれに沿ったものになっていること。

これらの諸点からすれば、豊臣政権の設定した聚楽第行幸の行列の構成は、伝統的な国家秩序を重視したものになっており、天皇及び朝廷に対する尊重のポーズを示すものになっているのである。

三、行列の見物人と政治的意図

(1) 行列の見物人

天皇・公卿・大名の盛大な行列が御所から聚楽第に向けて進行していく際に、この行列の沿道はどのようなようであったであろうか。『聚楽行幸記』では、この時の様子について、

五畿七道よりのほりつとひたる貴賤老少かまひすしきこともなく、
声をしつめて鳳輦を拝みたてまつるに、みちすからの管鼓のひびき、
なにとなく殊勝にして、感歎肝に銘したり、
と伝えている。

『聚楽行幸記』のこの記述は、豊臣政権側のものであるのでかなりの誇

張や粉飾があるものと考えなくてはならないが、この記述の内容について慎重に検討していくことによって、沿道の見物人の様子について考えていくことにしたい。

まず、右の「五畿七道よりのほりつとひたる貴賤老少」の部分であるが、これによれば、全国から人々が、行列を見物するために京に集まったというのである。この「五畿七道」つまり全国から人々が集まったというのは、誇張とみるべきであろう。しかし、沿道の見物の群衆については、『言継卿記』にも「貴賤蟻集」と記しているように、かなり多数であったと考えてよいと思われる。

更に、「声をしつめて鳳輦を拝みたてまつるに」という部分であるが、例えそのような様子が見られたとしても、これは警備兵六〇〇〇人による警戒体制下でのことであることに留意しなくてはならないであろう。

また、「みちすからの管鼓のひびき」という部分であるが、これについては、表1の行列の中にも楽人が記されているように、事実と考えてよいであろう。

『多聞院日記』にも「路次ハ南都・京都・天王寺之楽人音楽ヲ奏了」と記されている。なお、還幸の日にも、「楽人又還城楽を奏す」（『聚楽行幸記』）とあり、同様に演奏があったのである。豊臣政権はこうした楽人の演奏によって、行列をおごそかなものに演出し荘厳化しようとしていたのである。行列の沿道は入念に演出された空間が作り出されていたのである。

このように京では、行列の沿道に多くの見物人が集まっており、政治宣伝の絶好の舞台ができあがっていたのである。無論、この行列を直接

に見物することができたのは当日沿道にいた人々のみである。しかし、豊臣政権は、単に沿道の人々だけでなく、広く市中や社会につまり全国に向けて行列を見せていたものと考えてよいであろう。

(2) 行列の政治的意図

次に、多数の見物人の群衆の中で、豊臣政権が聚楽第行幸の行列を盛大に実行した政治的意図に関しては、以下二点から考えていきたいと思う。

まず第一に、前章で述べたように、聚楽第行幸の行列は、豊臣政権が天皇・朝廷に対する尊重の姿勢を示す構成になっている。すなわち、豊臣政権にはこのように天皇・朝廷に対する尊重のポーズをとり、それを盛大な行列という形で人々に具体的に示すことによって、自らの政権の正統性を広く誇示しようという意図があったものと考えられるのである。第二に、豊臣政権が天皇の行幸という国家儀礼に与えていた意義に着目してみたいと思う。まず、『聚楽行幸記』の最後の部分では行幸の意義について、

ミゆきハ、万民 竜顔を拝し奉りて、恩沢を蒙り、わさはひのそくゆへに、行てさいはいすといへるにや、国家安全のまつりこと、是にすくへからず、

と述べている。

右の記述の前半の「万民 竜眼を拝したてまつりて、恩沢を蒙り、わさはひをのそくゆへに、行てさいはいすといへるにや」という部分、すなわち、天子の行幸が人々に幸をもたらし禍を除くものであるとする儒学的な論理は、日本の他の史料にも散見できるものである。¹¹⁾つまり、こ

れは公家社会においては常識的な内容なのである。したがって、これは聚楽第行幸の後に大村由己が記した単なる説明ではないのである。豊臣政権中枢部においても、行幸の意義についてこのように考えていたものと思われる。

また、右の記述の後半では、行幸を「国家安全のまつりこと」であると述べている。この聚楽第行幸の年に、豊臣政権は自らの政策を正当化する論理として、「国土安全」の基、という表現を用いている。¹²⁾従って、このことからすれば行幸に対するこうした意味付けについても、大村由己の単なる説明ではなく、この時期の豊臣政権側の考え方を反映したものと解釈することができるであろう。

但し、当時の一般の人々が、行幸の意味をこのように受け取ったか否かは大きな問題であるけれども、行列を見物した民衆がどのように考えたのかという点を明かにすることも容易ではないであろう。

しかし、豊臣政権にとっては、この天皇の行幸の行列が人々に恩沢をもたらし禍を除くとする理念は、政治的利用の上で非常に都合のよいものであったのであろう。したがって、豊臣政権がこうした理念に基づいて、行幸という国家儀礼を実施したであろうことは十分考えられることである。

すなわち、豊臣政権には、行幸という「国家安全のまつりこと」を積極的に行う徳治の治世者であるという建前を誇示する意図があったと思われる。

以上の二点のような政治的意図を、豊臣政権は聚楽第行幸の行列の際に持っていたものと考えられる。すなわち、豊臣政権は聚楽第行幸の行

列を先にみたような政治的宣伝の道具として活用しているものであり、これは天皇・朝廷の政治利用の一環をなすものということができるのである。

おわりに

本稿では、聚楽第行幸の行列の構成や意義について説明をしていくことを通して、豊臣政権が行列を盛大に演出したその政治的意図について説明することを課題として考察してきた。ここでその政治的意図について、二点にまとめておきたいと思う。

まず第一に、聚楽第行幸の行列は、豊臣政権が天皇・朝廷に対する尊重の姿勢を示す構成になっているとができる。すなわち、豊臣政権には、このように天皇・朝廷に対する尊重のポーズをとり、それを盛大な行列という形で人々に具体的に示すことによつて、自らの政権の正統性を広く誇示しようという意図があつたものと考えられる。

第二に、豊臣政権にとっては、天皇の行幸の行列が人々に恩沢をもたらし禍を除くとする理念は、政治的利用のために非常に都合のよいものであり、こうした理念のもとで、行幸という国家儀礼が行われたものと考えられる。すなわち、豊臣政権には、行幸の行列という「国家安全のまつりごと」を積極的に行う徳治の治世者であるという建前を誇示するという意図があつたものと考えられるのである。

このように、豊臣政権は聚楽第行幸の行列を政治宣伝の道具として活用しているが、これは天皇・朝廷の政治利用の一環ということが出来る

であろう。

なお、天正二〇年（一五九二）正月関白秀次のもとでも、天皇の聚楽第行幸が挙行されている¹³。しかし、もはやこの際には、おもに天皇・公家の行列のようであり、大規模なものでもないように思われる。これについては、豊臣政権の天皇・朝廷の政治利用のあり方の変化とも考えられるが、こうした点は今後の課題としたいと思う。

註

（一）聚楽第行幸の歴史的な意義については、以下のものを参照した。

- 田中義成『豊臣時代史』（講談社学術文庫、一九八〇年）の二二九頁～一三四頁。林屋辰三郎『日本の歴史 二 天下一統』（中央公論社、一九六六年）の四〇〇～四〇二頁。藤木久志『日本の歴史一五織田・豊臣政権』（小学館、一九七五年）の二二四頁～二二六頁。朝尾直弘『幕藩制と天皇』（『体系日本国家史』3 近世）所収、東京大学出版会、一九七五年）の二〇一頁・二〇二頁。朝尾直弘『体系日本の歴史』8 天下一統（小学館、一九八八年）。三鬼清一郎『日本歴史体系』3 近世（山川出版社、一九七五年）の三九・四〇頁。

（二）但し、高埜利彦「江戸幕府の朝廷支配」（『日本史研究』三一九号、一九八九年）の五七頁では、聚楽第行幸の行列に関連して次のように詳細に述べられている。

天皇の行幸は、近くは天正一六（一五八八）年に後陽成天皇が豊臣秀吉の待つ聚楽第に行幸した例や、寛永三（一六二

六) 年に後水尾天皇が、上洛した將軍家光や大御所秀忠の待つ二条城に行幸した例がある。『聚楽第行幸図』中に、天皇の乗る鳳蓮に向い、膝まづき額づく武士の姿が見出されるように、天皇の持つ權威が、鳳輦のおごそかな公家の行列となつて、市中や社会の中に広く示されることは、天皇の權威の一人歩き、自立につながる。幕府ははじめに述べた限りでの、国家内で果すべき天皇の機能に限定するためにも、天皇の權威の自立・拡散を封じた。

本稿では右の御意見を参考にしたが、実際には秀吉は天皇を迎えに御所に赴いたという点を重視したいと思う。

(3) 本稿では、『聚楽行幸記』は、東大史料編纂所架蔵の写真帳(大阪城天守閣所蔵本)をもとにした。また、『聚楽行幸記』は『群書類従 第三輯 帝王之部』に活字化されている。

(4) 『聚楽行幸記』についての史料論的な考察は、桑田忠親『太閤記の研究』(徳間書店、一九六七年)の五三頁〜六二頁を参照。

(5) 『国史大事典 7』(吉川弘文館、渡辺武執筆部分の聚楽行幸記のところ、四〇三・四〇四頁)では、尊経閣文庫所蔵本が大村由己の自筆本とされている。また、大阪城天守閣所蔵本は、秀吉が後陽成天皇に献上したもので、または正山(昌山、足利義昭カ)に贈ったものの、いずれかであろうとされている。

(6) 『聚楽行幸記』では最後のところで、「古諺云ふ」として、大徳ハ、かならずその位をえ、かならずその名を得、かならずそのいのちなかきことをうるとなん、

と記している。ところで『中庸』には、

故に大徳は必ず其の位を得、必ず其の禄を得、必ず其の名を得、必ず其の壽を得、

とある(赤塚忠著『大学新釈漢文体系2』明治書院、1967年、二四三頁)。この『中庸』の記述と、先の『聚楽行幸記』の「古諺云ふ」のところの記述は酷似しているのである。従つて、『聚楽行幸記』の著者は、この『中庸』の右の記述をもとにして、「古諺云ふ」のところの記述を行ったものと考えられる。

(7) 『当代記』(『史籍雜纂』第二)の五四頁・五五頁。

(8) 『言経卿記』(東京大学史料編纂所架蔵影写本)、『御ゆとの上の日記』(統群書類聚完成会、一九三四年)第八の一七三頁・一七六頁、『多聞院日記 四』(『増補史料大成』臨川書院、一九七八年)の一七七頁・一一八頁。

(9) 『聚楽行幸記』の行列の記述によれば、左大臣近衛信輔のまえに「此次」とあり、また前田利家のまえにも「此の次」とある。したがつて、この二箇所で行列が大きく区切られているものと考えた。

(10) 例えば、溝口秀勝(大聖寺城、加賀江沼郡・能美郡の内四万四千石)・市橋長勝(美濃今尾城、一万石)・九鬼嘉隆(鳥羽城、伊勢志摩両国三万五千石)・脇坂安治(須本城、淡路三万石)などである(『寛政重修諸家譜』参照)。

(11) 貞治五年(一三六六)の『年中行事歌合』(『群書類従 第五輯 公事部』所収、四四一頁)の四十四番ところの左右の歌のうち、右の歌に対して伴者は、

右の行幸と申は、天子のみゆきに、万民竜顔を拝し恩沢を蒙る故にさいわいと申也、されば行て幸すと申すなり、と評している。

この記述は、『聚楽行幸記』の行幸の説明と酷似しているのである。このように、『聚楽行幸記』の行幸についての説明が特別なものではないことは確かであろう。

なお、後漢の蔡邕撰の「獨斷」〔長澤規矩也解題』和刻本漢籍隨筆集 第十集』所収、汲古書院、一九七四年〕では、天子の行幸について

幸者宜幸也、世俗謂幸爲僥倖、車賀所至、臣民被其德澤以僥倖、故曰幸也、

と説明している。日本における天皇の行幸についての考え方は、右のようなものの影響を受けているものと考えられる。

(12) 聚楽第行幸の同年に即ち、天正一六年七月に豊臣政権は有名な刀狩令を出している(『島津家文書』三五三号)。この刀狩令の三条目にはこの刀狩りのことを、「誠国土安全、万民快樂の基也、」とのべている。

これは、『聚楽行幸記』の「国家安全のまつりこと是にすくへからず」と表現がよく似ている。したがって、この天正一六年頃に豊臣政権は自らの政策の正当化のために、「国家安全」・「国土安全」という表現をしばしば用いていたものと考えてよいであろう。つまり、『聚楽行幸記』のこの記述も豊臣政権の意図を反映していると考えてよいと思われる。

なお、東山御文庫所蔵本では、「国土安全のまつりこと」としている。このように、『聚楽行幸』は諸本の間、語句の異同がみられる。現存する『聚楽行幸記』の綿密な比較考証が必要であると思われる。

(13) 『群書類従 第三輯 帝王之部』(六二五〜六二九頁)の「天正二十年正月廿六日 行幸聚楽第之行列 同廿八日還御」を参照。

(早稲田大学大学院博士後期課程)